

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（「原子力事業者としての基本姿勢」の変更）に関するヒアリング【1】

2. 日時：令和5年11月6日 15時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、

伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職、

伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力企画グループ

グループマネージャー 他8名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【セキュリティ強化の取組から得られた気づき等の保安規定第2条（基本方針）への反映に伴う保安規定の変更について】

○ 令和2年10月に認可された際の審査の過程において、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際の議論を的確に反映したものであることを説明しているが、今回の変更がその内容を変えるものではないことについて、整理し説明すること。

○ モニタリングの対象について、核物質防護規定、保安規定ともに「従業員の意識と行動」とされているが、核物質防護規定についてのみ、その前に「核物質防護に対する」との記述がある。保安規定について同様な記述がなくても対象が明確にできているのか確認し、説明すること。

○ 原子力安全監視室について、設立の経緯を踏まえて業務や目的等を説明すること。

○ 発電所での具体的な活動（GAP 展開、MO 等）について、今回新たに原子力安全監視室が担う部分を明確にすること。

○ 原子力安全監視室について、説明資料では「エクセレンスを追求する組織」とされ、保安規定第2条の3. ではその活動内容として「劣化徴候を把握」とされている。これらの表現が整合しているか確認し、説明すること。

- 核物質防護モニタリング室の核物質防護規定における位置付けも踏まえ、原子力安全監視室が保安に関する組織に位置付けられていない考え方を説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・セキュリティ強化の取組から得られた気づき等の保安規定第2条（基本方針）への反映に伴う保安規定の変更について